

輸入公表三の規定による確認申請書の 取扱い及び記載要領等について ⑤

輸入注意事項 56 第 1 号(56.1.9)

- 改正①輸入注意事項 57 第 10 号(57.11.29) ②輸入注意事項 60 第 17 号(60.6.15)
③輸入注意事項 7 第 14 号(7.3.31) ④輸入注意事項 12 第 120 号(12.12.26)
⑤輸入注意事項 17 第 42 号(17.7.25) ⑥輸入注意事項 22 第 33 号(22.2.16)
⑦輸入注意事項 22 第 40 号(22.4.27) ⑧輸入注意事項 26 第 36 号(26.11.21)
⑨輸入注意事項 27 第 4 号(27.2.27)

昭和55年11月28日付け通商産業省告示第539号(輸入公表の一部を改正する告示)により輸入公表三の6及び7までに掲げる貨物の輸入については、それぞれの貨物の区分に応じ、それぞれに定める経済産業大臣等の確認を受けた場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第三号の規定による輸入の承認は要しないこととなり、当該貨物を輸入する場合には当該確認書により行うこととなりました。このため、確認申請書の様式等の一部が昭和56年1月15日から改正されますが、当該確認申請書の取扱い及び記載要領等については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定める場合のほか下記によることとします。③④⑤

記

1 税関における取扱い ⑦

確認書により輸入する場合は、その都度、税関において当該確認書の裏面の通関に裏書を受けるものとする。

2 確認申請書の記載要領等 ①②④⑥⑦⑧⑨

- (1) ※のある欄は記入しないこと。
- (2) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任されたものを含む。)に限ることとする。
- (3) 「金額」欄は、次の貨物の区分に応じてそれぞれに定めるとおりとする。

① 輸入公表三の7の(5)の貨物

アメリカ合衆国通貨で表示を行い、決済通貨がアメリカ合衆国通貨以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。

なお、アメリカ合衆国通貨とアメリカ合衆国通貨以外の通貨との換算は、決済通貨等の取扱いについて(昭和34年1月31日付け34通局第170号・輸入注意事項34第3号)により、外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省第29号)第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行うものとする。

② 上記①以外の貨物

決済通貨建てで表示を行う。

- (4) 「関税率表の番号等」欄には、確認を受けて輸入しようとする貨物の品目に該当する関税率表(関税定率法(明治43年法律第54号)の別表の関税率表)の番号欄に掲げる4桁の号数及び当該品目がさらに枝番によって細分類されている場合には、その細分を記載すること。
- (5) 「商品名」欄には、輸入しようとする貨物の名称を具体的に記載すること。
- (6) 申請数量に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。ただし、めろにあっては、キログラム単位未満2桁まで記載すること。
- (7) 「原産地」の欄には、当該貨物の原産地の国名又は地域名(例えば「香港」「台湾」)を記載し、「船積地域及び船積港」の欄には、原産地の国名又は地域名に準じて船積地域名及び船積港名を記載すること。
- (8) 確認申請書の各欄にに記載しきれない場合は、別紙に記載して確認申請書に貼付すること。
- (9) その他の記載事項については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定めるところによる。
- (10) 確認申請書の記載内容を証明する書類等の提出を求めることがある。
- (11) 確認申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。